

公益財団法人つなぐいのち基金

平成 28 年度 第 4 回 理事会議事録

(みなし決議による臨時理事会)

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案 「平成 28 年 5 月 14 日提出 変更認定申請の取り下げ」の件

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事 鶴居 由記衣

3. 理事会があったものとみなされた日 平成 28 年 10 月 31 日

4. 理事会議事録の作成に係る職務を行った理事 豊住吉弘

5. 理事現在数及び定足数 現在数 6 名、定足数 4 名 (監事 1 名)

(電磁的記録による同意) 鶴居代表理事 清水副理事長 安藤常任理事
豊住常務理事 伊藤理事 村尾理事 福岡監事

6. 会議の概要

第 1 号議案 「平成 28 年 5 月 14 日提出 変更認定申請の取り下げ」の件

当該議案につき平成 28 年 10 月 3 日に常任理事会を開催し、現行の変更認定申請は取下げ、平成 29 年 4 月から開始とする変更認定申請を 11 月中旬に提出する旨が決議されたので、本理事会に提議するものである。(取下げは 10 月 31 日付けを予定。)

<取下げとする常任理事会の主旨>

- ① 内閣府の新担当行政官より現公益認定等委員会の状況を鑑み、助成事業(サービス含む)を主とし、冠基金、ボランティアコーディネートは手段と位置付けが妥当と示唆があったこと。
- ② 厚生労働省からの指摘事項を反映させた内容であることが望ましいこと。
- ③ 既に計画開始時期を過ぎており、これから認定されても早くて来年 2～3 月との見解であり、翌事業年度 4 月開始で再度申請するほうが妥当であると総合的に判断できること。

尚、再変更認定申請については 11 月初めに臨時理事会に提議し、承認後 11 月中旬(予定)に内閣府に提出することとする。

平成28年10月27日、代表理事 鶴居由記衣が理事の全員に対して、上記の理事会の決議の目的である事項について提案書を発し、当該提案につき、平成28年10月31日、理事の全員から電磁的方法により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条、および 公益財団法人つなぐいのち基金 定款 第33条3項に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記の通り、理事会の決議の省略を行ったので、当該理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条及び同法施行規則第62条において準用する第15条第4項第1号に基づき本議事録を作成した。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

平成28年10月31日

公益財団法人つなぐいのち基金

議事録作成者 常務理事兼事務局長 豊住 吉弘